

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項第1号に掲げる事由により、北栄町土地改良区連合が解散したので、同法第84条において準用する同法第67条第3項の規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治